

☆税制優遇措置について

認定 NPO 法人横浜こどもホスピスプロジェクトへの以下のご寄附は、寄附金控除などの税制上の優遇措置の対象となります。

- (1)個人の方からの寄附金及び賛助会員（個人）の会費
- (2)法人からの寄附金及び賛助会員（団体）の会費
- (3)相続人等からの相続財産等のご寄附

当法人が発行する領収証をお手元に保管のうえ、個人の方は翌年 2 月の確定申告で控除を受けてください。（2020 年は、認定 NPO 法人認証を受けた 2020 年 12 月 9 日～12 月 31 日の寄附金が対象となります）

- (1) 個人の方からの寄附金および賛助会員（個人）の会費

個人が寄附をした場合は、確定申告をすれば、寄附金の 40%（住民税最大 10%と合わせて 50%まで）の税金の還付を受けることができます。

寄附金控除は次の算式で計算します。（税額控除方式の場合）

$$(\text{寄附金額} - 2,000 \text{ 円}) \times \text{最大 } 50\% = \text{税額控除}$$

- 例： 1 万円のご寄附で 4,000 円
5 万円のご寄附で 24,000 円 が戻ってきます

- (2)法人からの寄附金および賛助会員（団体）の会費

損金算入限度額の枠が拡大されます。

特別損金算入限度額：一般損金算入枠とは別に、認定 NPO 法人にある特別枠です。

$$(\text{資本金などの額} \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\%) \times 1/2$$

- (3)相続人等からの相続財産等のご寄附

寄附をした相続財産が非課税になります。（金銭の場合です。不動産などは扱いが異なる場合があります）

- 例： 1 億円の相続財産があった場合、このうちの 8 千万円を認定 NPO 法人に寄附すると相続税の課税対象額は 2 千万円になります。

※確定申告等の詳しい手続きについては、「国税庁ホームページ」を参照するほか、最寄りの税務署へお問い合わせください。